

寺山レストラン 営業事業者募集要項

公益財団法人薩摩川内市民まちづくり公社（以下「公社」という。）が行う寺山レストランの営業事業者（以下「営業事業者」という。）の募集に参加される方は、この募集要項をよく読み、次の各事項をご承知の上、お申込みください。

公募物件

使用許可場所／所在地	使用許可面積	使用料（月額）	位置	
鹿児島県薩摩川内市 天辰町2453番地30	食堂	66.0㎡	月間売上の100分の5 相当額を使用料とする	別図
	テラス	38.9㎡		
	厨房	24.5㎡		
	更衣室、便所、他	16.6㎡		
合 計	146.0㎡			

※ この要項では以下、使用許可物件全体を「寺山レストラン」と呼称します。

2 応募資格要件

次の要件をすべて満たす法人又は個人が営業事業者に応募することができます。

- (1) 次の①から④までのいずれにも該当しない者であること
 - ① 成年被後見人
 - ② 被保佐人であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ③ 営業の許可を受けていない未成年者であって、契約締結のために必要な同意を得ていない者
 - ④ 破産者で復権を得ない者
- (2) 次の①から③までのいずれにも該当しない者（①から③までのいずれかに該当する者であって、その事実があった後2年を経過した者を除く。）であること。
 - ① 公社との契約の履行に当たり、故意に工事若しくは製造を粗雑にし、又は物件の品質若しくは数量に関して不正の行為をした者
 - ② 正当な理由がなくして公社との契約を履行しなかった者
 - ③ 前各号のいずれかに該当する者で、その事実があった後2年を経過しない者を契約の履行に当たり代理人、支配人、その他の使用人として使用した者
- (3) 法令等の規定により営業等について許認可等を要する場合は、該当する許認可等を受けているか又は確実に受ける見込みであること。
- (4) 次の①または②に該当する者。
 - ① 最近10年間に於いて、1年以上継続した飲食業の営業実績をもつもの。
 - ② 調理師免許を持ち、最近10年間に飲食業に従事した実績のあるもの。

3 公募条件等

- (1) 使用許可期間

使用許可の期間は原則として平成24年4月1日から平成25年3月31日とします。平成25年4月1日以降、継続して使用しようとする場合は、1年毎に申請を行うことにより、最長、平成28年3月31日までの間、使用許可を受けることができます。

ただし、公用・公共用としての使用の必要性や使用者の使用状況を勘案して支障がないと公社が判断した場合に限ります。
- (2) 使用料等
 - ① 使用料の納入

使用料は、薩摩川内市の発行する納入通知書により、納付期限日までに当該月分を全額納入してください。使用料の額は、次の②の計算によるものとします。なお、納入された使用料は、市条例に基づき原則として還付しません。

② 平成24年度における使用料

平成24年度における使用料は、平成24年4月から平成25年3月の各月を単位として、レストラン月間売上の100分の5相当額をレストラン使用料とします。レストラン使用料は、薩摩川内市の発行する納付書受領後10日以内に納めてください。

③ レストラン利用実績の報告

レストランの利用状況を、公社指定の様式に従い、毎月終了後5日以内に、公社寺山施設課に提出してください。

(3) 必要経費の負担

① 営業事業者が負担すべき経費

- ・ 寺山レストランの営業に必要な各種手続きに要する費用
- ・ 使用前・使用中における室内の床面・壁面等のクリーニングを行う場合の費用
- ・ 使用前・使用中における市から貸与を受ける設備什器類等の維持補修に必要な費用
- ・ 室内照明管球の調達・交換に要する費用
- ・ 営業事業者が食器・調度品・設備機器等を持ち込んで設置する場合の設置・運用・維持補修及び撤去に要する一切の費用

② 光熱水費その他経費の負担

寺山レストランの準備・営業等に必要な光熱水費及びその他維持管理に必要な経費の負担内容は、別紙「寺山レストラン営業事業者仕様書」に記載のとおりとします。

(4) 遵守事項及び使用上の制限

使用期間前及び使用期間中は、次のことを遵守してください。

- ① 申請条件及び別紙「寺山レストラン営業事業者仕様書」を遵守し、行政財産使用料等の費用を期限までに確実に納付してください。
- ② 寺山レストランを営業する権利を第三者に譲渡又は転貸することを禁止します。
- ③ 使用期間中に2-(3)にかかる許認可等の取消しを受けた場合は、直ちに当該許認可に係る営業を停止し、申し出てください。

4 応募申込手続き

(1) 申込方法

郵送で申し込む場合

申込受付期間 平成24年1月16日(月)～平成24年1月31日(火) 必着

送り先 〒895-0054 薩摩川内市若松町3番10号

(公財)薩摩川内市民まちづくり公社 あて

持参される場合

申込受付期間 平成24年1月16日(月)～平成24年1月31日(火)

【午前9時30分～正午、午後1時～午後5時】

なお、土曜日、日曜日 は受付を行いません。

提出先 薩摩川内市若松町3番10号 川内文化ホール内

(公財)薩摩川内市民まちづくり公社

(2) 必要な書類(各1部)

- ① 応募申込書(所定様式)
- ② 誓約書(所定様式)
- ③ 販売品目(寺山レストラン用)(所定様式)
- ④ 営業提案書(寺山レストラン用)(所定様式)
- ⑤ 2-(4)にかかる最近10年間に1年以上営業した飲食店の営業許可証等の写し

または、2-(4)-②にかかる免許の写しおよび飲食業での従事経験を証明する書類（飲食業従事経験証明書(所定様式)またはそれに代わるもの）

- (3) 電話、ファックス、インターネットによる受付は行いません。
- (4) 現地をご覧になりたい方は、その都度対応しますのでお問い合わせください。

5 営業事業者審査会

- (1) 営業事業者審査会の実施について
寺山レストラン営業事業者に申請された方は、営業事業者審査会に出席してください。
・日時、会場は後日公社より通知します。
- (2) 持参するもの
申請書類の写し一式を持参ください。

6 営業事業者の決定

- (1) 営業事業者の決定は、提出された申請書類の審査を行い、「2 申請資格要件」に定める内容をすべて満たす事業者で、公社の主催する審査委員会により最も適切と判断された者とします。
- (2) 営業事業者の公表等
営業事業者の決定は、平成24年2月15日（水）の予定です。営業事業者を決定したときは、申請者に営業事業者名を通知するとともに、公社ホームページに営業事業者の法人・個人の区分を掲載します。

7 使用許可申請の手続き

営業事業者に決定した者は、平成24年3月31日（土）までに、行政財産使用許可申請書等を提出してください。

《行政財産使用許可申請提出書類》 ※提出部数は各1通

- 1 行政財産使用許可申請書（薩摩川内市公有財産規則第23条関係 様式第6号）
- ② 設置場所の図面
- ③ 2-(3)にかかる許認可等（寺山レストランに係る飲食店の営業許可等）の許可証等の写し
- ④ 証明書類（発行日から3か月以内のもの）
〈法人の場合〉…法人登記簿謄本（履歴事項全部証明書），印鑑証明書
〈個人の場合〉…印鑑証明書（市役所（町村役場）発行のもの）

提出先：（公財）薩摩川内市民まちづくり公社

提出窓口：寺山施設課 せんだい宇宙館

8 営業事業者の決定の取消し

次のいずれかに該当する場合は、営業事業者としての決定を取り消します。

- ① 正当な理由なくして、指定する期日までに使用許可の手続きに応じなかった場合
- ② 営業事業者が応募者の資格を失った場合又は2-(3)にかかる許認可等が得られなかった場合

9 その他

使用許可の手続きに関する一切の費用については、営業事業者の負担とします。

募集に関する問い合わせ先

（公財）薩摩川内市民まちづくり公社 せんだい宇宙館 担当 早水
薩摩川内市永利町2133番地6 電話0996-31-4477

応募申込書

〈寺山レストラン〉

平成 年 月 日

(公財)薩摩川内市民まちづくり公社 理事長 様

住 所 (所在地) (〒 -)

氏 名

法 人 名

代表者名

㊟

(事務担当者)

所属部署

氏 名

電 話

寺山レストランの営業事業者募集について、募集要項及び業務仕様書の各条項を承知の上、下記のとおり申し込みます。

2 添付書類

- 1 誓約書 (公社所定様式)
- 2 販売品目 (公社所定様式)
- 3 営業提案書 (公社所定様式)
- 4 2-(4)にかかる最近3年間に1年以上継続営業した飲食店の営業許可証等の写し
または 2-(4)-②にかかる免許と飲食業従事経験証明書(公社所定様式)またはそれに代わるもの

飲食業従事経験証明書

私は、(公財)薩摩川内市民まちづくり公社が実施する寺山レストランの営業事業者の申込みに当たり、以下の者が過去10年以内に1年以上飲食業で従事していた経験のあることを証明します。

【対象者】

氏名：

飲食業に従事していた時期 平成 年 月 ～ 平成 年 月

従事していた事業所：

平成 年 月 日

(公財)薩摩川内市民まちづくり公社
理事長 今村松男 様

住所
(所在地)

氏名
法人名
代表者名

⑩

※ この証明書は、寺山レストランで営業を行おうとするものが従事していた飲食業者において記して下さい。

誓約書

私は、(公財)薩摩川内市民まちづくり公社が実施する寺山レストランの営業事業者募集の申込みに当たり、次の事項を誓約します。

- 1 応募申込書の提出に際し、「寺山レストラン営業事業者募集要項」及び「寺山レストラン営業事業者業務仕様書」について十分理解し、承知の上で申し込み、参加します。
- 2 寺山レストラン営業事業者募集要項の「2 応募資格要件」に定める必要な資格を有します。

平成 年 月 日

(公財)薩摩川内市民まちづくり公社
理事長 今村松男 様

住 所
(所在地)

氏 名
法 人 名
代表者名

⑩

販 売 品 目（寺山レストラン用）

メニュー名	提供価格 (税込み) (円)
【必須メニュー】	
コーヒーまたは紅茶	
ジュース	
麺類	
【任意メニュー】	

(注) この「販売品目一覧表」は、申請者が予定している主なメニュー名、提供価格(税込)を記載。

氏 名
法 人 名
代表者名


担当者名

寺山レストランを営業するに当たり、次の4項目について提案します。

1 寺山レストランの利用者に対するサービスについて



2 寺山レストラン及び利用者の安全衛生管理について



氏 名

法 人 名

代表者名

担当者名

(注)1 表中の4項目について項目毎に分けて記載してください。

(注)2 図表がある場合には本営業提案書に添付してください。

(注)3 一枚に書ききれない場合は、ページをコピーして最大3枚以内に記述してください。各ページにはページ番号を付けてください。

3 寺山レストランの利用者を増やすための提案

[Empty space for proposal 3]

④ 寺山レストランの営業するに当たり管理経費を節減するための提案

[Empty space for proposal 4]

氏 名

法 人 名
代表者名

担当者名

- (注)1 表中の4項目について項目毎に分けて記載してください。
- (注)2 図表がある場合には本営業提案書に添付してください。
- (注)3 一枚に書ききれない場合は、ページをコピーして最大3枚以内に記述してください。各ページにはページ番号を付けてください。